

よくある質問

受験資格に関すること

Q 1

介護福祉士の資格に基づく直接的な対人援助業務とは、介護に関する業務全般と考えてよいですか？

A 1

「介護福祉士の資格に基づく業務」は、社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条及び第 40 条を根拠とし、原則として「介護福祉士試験を受験するために必要な 3 年以上の実務経験の対象業務」となります。

具体例)

- ア) 介護保険の認定調査員
→要援護者に対する直接的な対人援助ではないため不可
- イ) 一般病院での看護補助
→主たる業務が介護等の業務（要援護者に対する直接的な援助）である場合は可
空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみを行っている場合は不可
- ウ) 訪問介護事業所の登録ヘルパー
→業務内容が生活援助のみの場合は不可。業務報告書などの客観的な資料により
身体介護が業務として証明される場合は可

ただし、介護福祉士試験受験の実務経験対象業務に該当しない業務であっても、雇用条件に介護福祉士であることが明記された上で、要援護者に対する直接的な対人援助業務に従事していれば、実務経験期間に算入できる場合があります。

具体例)

- ア) 生活相談員
→介護福祉士資格が生活相談員の要件となっている場合は可
(生活相談員の資格要件は、事業所種別（指定監督を行う自治体）によって異なります。)
- イ) 訪問介護事業所におけるサービス提供責任者
→要援護者に対する直接的な対人援助業務が含まれている場合は可
シフト管理等の管理業務のみは不可
- ウ) 福祉用具専門相談員
→介護福祉士資格の下の業務として雇用されていることが証明できる場合は可

Q 2

社会福祉士の資格を持ち、高齢者介護施設で身体介護業務に従事しています。
受験資格対象業務に該当しますか？

A 2

身体介護業務は、社会福祉士の資格に基づく業務ではないため該当しません。

Q 3

看護師の資格を持ち、介護老人保健施設で介護職員として勤務しています。
看護師の受験資格対象業務に該当しますか？

A 3

介護職員として採用され介護業務に従事している場合、看護師としての業務には該当しません。

Q 4

栄養士の資格を持ち、民間企業の社員食堂で献立作成や調理業務をしています。
受験資格対象業務に該当しますか？

A 4

献立作成やメニュー開発、調理業務、食品衛生管理は、要援護者に対する直接的な対人援助業務ではないため、該当しません。

Q 5

社会福祉主事任用資格を持ち、デイサービスの生活相談員として相談援助業務に従事しています。受験資格対象業務に該当しますか？

A 5

社会福祉主事任用資格で受験できるのは、P 4「別表2」相談援助業務に該当する場合です。デイサービスは、対象業務に含まれていないため、該当しません。
例えば、P 4「別表2」相談援助業務の対象施設に含まれる介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている有料老人ホームの生活相談員の場合は、受験資格対象業務として認められます。
（「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていない有料老人ホームの場合は、認められません。）

受験地に関すること

Q 6

看護師として、大分県内の派遣会社に登録し、申込日には福岡県内の病院に派遣され勤務しています。大分県在住のため、大分県で受験できますか？

A 6

できません。受験資格対象業務に福岡県で従事しているため、受験地は福岡県となります。（申込日現在の派遣先の住所地が、受験地となります。）

Q 7

申込日には、大分県在住ですが、9月に他県へ転勤予定です。受験地の変更はできますか？

A 7

できません。受験地は、申込時の勤務先住所地（勤務していない場合は自宅住所地）に基づいて決定します。申込後に勤務先や自宅住所に変更があった場合でも受験地の変更はできません。

実務経験期間・従事日数に関すること

Q 8

看護師として4月1日に病院に採用され勤務しています。看護師免許証に記載された免許登録日は4月28日となっています。実務経験期間はいつから算入できますか？

A 8

看護師免許の登録日である4月28日から算入できます。免許登録前の期間は算入できません。

ただし、看護師免許登録日以前から准看護師として勤務している場合は、准看護師業務期間を算入可能です。准看護師免許証の写しも提出してください。

なお、免許証の裏面に日付が記載されている場合は、裏面の写しも提出してください。

Q 9

9月末に、実務経験期間5年、従事日数900日の実務経験が満たされる予定です。受験することは可能ですか？

A 9

可能です。試験日の前日（令和5年10月7日）までの実務経験期間を算入できます。この場合、実務経験証明書を【見込による証明】として提出し、実務経験期間を満たした時点で、改めて、実務経験証明書を【確定した証明】として提出してください。

確定した実務経験証明書の提出期限 令和5年10月19日（木）当日消印有効

Q 10

従事日数は、1日8時間勤務のフルタイムでないと、1日として計算できませんか？

A 10

8時間に満たない場合でも1日として計算できます。例えば、1日2時間程度の非常勤登録ヘルパー（身体介護業務に従事）など、勤務時間が短い場合も、1日として計算されます。

Q 11

介護福祉士として5年間、特別養護老人ホームで介護職員として在籍していますが、その間1年間は育児休業を取得しました。実務経験期間として算入できますか？

A 11

育児休業・病気休業・介護休業等の休職期間については、算入できません。ただし、産前産後休暇（業）は、実務経験期間に算入できます。

Q 12

実務経験期間は3年ですが、勤務日数は900日以上あります。受験できますか？

A 12

できません。実務経験期間5年以上と従事日数900日以上の両方を満たすことが必要です。

Q 13

介護福祉士の資格登録後、登録ヘルパーとして2か所の事業所で勤務しています。この場合、両事業所の業務期間と従事日数を算入できますか？

A 13

重複している業務期間は実務経験期間に算入できませんが、従事日数は通算して算入することができます。ただし、1日に2か所の事業所で勤務した場合は、どちらかの事業所での1日の従事日数となります。

提出書類に関すること

Q 14 介護福祉士の登録証を紛失し、現在再発行申請中のため、受験申込みまでに間に合いません。どうしたらよいですか？

A 14 再発行の手続きを行ったことがわかる証明書を提出してください。
(例えば、再発行申請書(受付印があるもの)のコピーや再発行手数料振込票控え等)登録証が届き次第、速やかにその写しを提出してください。
提出期限までに提出がない場合、受験は無効となります。

再発行した免許証・登録証の提出期限 令和5年10月19日(木)当日消印有効

Q 15 資格取得後に姓が変わったため、受験申込書と免許証(登録証)に記載された姓が異なっています。どうしたらよいですか？

A 15 姓が変わった経緯がわかる戸籍抄本(戸籍個人事項証明書 3か月以内発行のもの)を提出してください。

Q 16 実務経験証明書は、これまで勤務したすべての事業所分が必要ですか？

A 16 受験資格を満たす期間・日数分の実務経験証明書を提出してください。

Q 17 【見込】の実務経験証明書を提出して受験しました。自己採点したところ、不合格だったため、【確定】した実務経験証明書を提出しなくてもよいですか？

A 17 必ず提出してください。提出しなかった場合、受験は無効となり、次年度以降に受験する際は、改めてすべての書類を提出することになります。

Q 18 令和4年度以前に証明された「実務経験証明書」を提出してもよいですか？

A 18 実務経験証明書は、必ず受験年度(今回は令和5年度)の様式による証明書を提出してください。

Q 19 個人で鍼灸院を営んでいますが、本人が実務経験証明書を記入してよいですか？

A 19 個人開業のように、証明者と受験申込者が同一の場合には、本人が発行する実務経験証明書と併せて、保健所等の公的機関で発行された開業許可書、認可書、届出書等の開設地・開設年月日がわかる書類の写しを提出してください。

Q 20

「法定資格等の免許証、登録証の写し」は、「合格証」でもよいですか？

A 20

必ず該当資格の「登録証」「免許証」の写しを提出してください。
なお、免許証に裏面記載がある場合には、裏面の写しも併せて提出してください。

Q 21

事業所（法人）が廃業し、実務経験証明書の発行が困難な場合は、どうすればよいですか？

A 21

給与明細書、雇用契約書、雇用保険受給資格者証、以前に作成された実務経験証明書等、業務内容及び業務期間・日数がわかるものを保有している場合は、実務経験期間として算入可能かどうか確認します。詳しくは、ケアマネ試験事務局までお問い合わせください。
(例)

- 「職種（職名）」が確認できる書類：雇用契約書、雇用通知書、労働契約書、労働条件書、辞令、給与明細、勤務表（職種が明記されている場合）、その他「職種」が確認できる書類
- 「従業期間」が確認できる書類：勤務表、給与明細、源泉徴収票、雇用保険や年金の記録に関する書類、その他「従業期間」が証明できる書類
- 「業務従事日数」が確認できる書類：勤務表、給与明細、その他「業務従事日数」が確認できる書類

Q 22

平成 29 年度に受験し、その後は受験していません。提出書類の省略はできますか？

A 22

できません。
平成 27 年 2 月 12 日付老発 0212 第 2 号により受験資格の見直しが行われ、3 年間の経過措置が平成 29 年度で終了しました。
平成 30 年度以降は、受験資格の確認を行うため、平成 29 年度以前に受験票の交付を受けていても、改めてすべての必要書類の提出が必要です。
なお、令和 2・3・4 年度の受験者は、P 11「提出書類の省略について（省略受験）」を確認してください。

Q 23

令和 2 年度に、他県で受験しました。今年度、大分県で受験申込をする場合は、他県の不
合格通知の添付により、提出書類の省略ができますか？

A 23

できません。
他都道府県での受験経験があっても、改めてすべての必要書類を提出してください。

その他

Q 24

出題方法の五肢複択方式とはどういうものですか。

A 24

1 問につき、解答選択肢が 5 つあり、その中から指定の数だけ正しいもの（あるいは誤ったもの）を選ぶ形式です。